

香川県介護テクノロジー定着支援事業Q&A

Q1	昨年度の実施要綱には、「情報端末について、1台あたりの補助額は10万円以内とする」との定めがあったが、この定めはなくなったのか。
A1	ご認識の通りですが、情報端末機器を含めて基準額の範囲内での補助となります。
Q2	介護ソフトの定着促進費は、介護ソフトの導入に伴って発生する定着促進費用を補助するものであり、介護ソフトを今回導入しない場合は補助することができないか。
A2	ご認識の通りです。
Q3	補助額の基準額において、インカムの上限額が100万と設定されているが、1機器あたり の上限額と考えてよいのか。
A3	ご認識の通りです。
Q4	効率的なコミュニケーションを図るための機器も補助対象となるが、インカムの他各種 チャットツール（LINEワークス等）も補助対象となるのか。
A4	職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器に該当するものと考えられるため、補助 対象としていただいて差し支えありません。
Q5	バックオフィスソフトを導入する際に、一気通貫の環境が実現している必要があるか。
A5	バックオフィスソフトは「その他」に該当する機器であるため、一気通貫の環境が実現 されていなくても、介護従事者の職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の 向上につながる場合は対象となります。
Q6	導入支援と一体的に行う業務改善支援について、どの研修が要件となるのか。また、研 修を受講する時期はいつでもよいのか。
A6	以下の4パターンのうちいずれか1つの研修を受講してください。 ①県介護生産性向上総合相談センターの生産性向上研修（全2回のうちいずれか1回） ②生産性向上ビギナーセミナーとフォローアップセミナー（講義）をセット受講 ③生産性向上ビギナーセミナーとフォローアップセミナー（ワーク）をセット受講 ④令和8年度デジタル中核人材養成研修の全過程を受講 上記研修は令和8年度内に受講してください。過年度に全く同内容の研修を受講してい る場合には、事業所内の他の担当者が受講する等してご活用ください。なお、新人・中 堅・施設長・管理者研修は補助要件とはなりません。
Q7	介護ソフトの5年間の使用权（ライセンス）を購入する場合、購入した年度に全額を補 助対象として扱って良いか。また、月払いのリースやサブスクリプションなどを新規に 導入する場合、その経費はどこまで補助の対象となるか。
A7	「補助対象額＝当年度の支払金額」となります。使用权（ライセンス）期間で判断する のではなく、使用权（ライセンス）を購入した際の支払金額で判断してください。例え ば、使用权（ライセンス）が複数年の介護ソフトでも、当年度に全額支払った場合は全

	額が補助対象となります。一方、使用权（ライセンス）が複数年の介護ソフトで支払金額が1年分（毎年払い）であれば、1年分の金額が補助対象となります。また、リース費用やサブスクリプション費用も含め、使用权（ライセンス）が複数年に渡る場合でも、初年度に複数年度分の費用をまとめて支払った場合は、その費用全体が補助対象となります。
Q8	介護テクノロジーのレンタル費用も補助対象と考えて差し支えないか。
A8	補助対象となります。
Q9	補助要件に「ケアプランデータ連携システムの利用を開始していること」とあるがデータ連携実績がなくてもよいのか。
A9	今年度より、データ連携の実績があることを要件とします。
Q10	介護ソフトの基準額について、「利用者一人あたりのライセンス料で合計金額が変動する契約の場合」とは具体的にどのようなケースを想定しているか。
A10	介護ソフトにおいて、アカウント数によってライセンス料が変動する場合を想定しています。介護ソフトを使用するアカウント数によってライセンス料が変動する場合、アカウント数が増えるほど、料金が増えることが一般的なため、職員数によって基準額を設定しています。
Q11	テクノエイド協会の福祉用具情報システム（TAIS）に移動用リフトのつり具の部分も掲載されているが、複数購入することは可能か。
A11	原則、同時に導入する介護リフト等の台数と同数を補助対象とします。
Q12	テクノロジー導入の際の工事費を補助対象としてよいのか。また、メーカーからの機器説明にかかる費用を「機器等の導入に付帯して必要となる経費」として補助対象としてよいのか。
A12	工事費については、「機器等の導入に付帯して必要となる経費」として補助して差し支えありません。機器説明にかかる費用については、「機器等の導入に付帯して必要となる経費」と実施主体が認める場合は、補助して差し支えありません。
Q13	介護ソフトの改修に要する費用は対象となるか。
A13	以下に対応するための改修に要する費用については対象経費とします。 ① 「ケアプランデータ連携標準仕様」に対応するための改修 ② 「入退院時情報連携標準仕様」に対応するための改修 ③ 「訪問看護計画等標準仕様」に対応するための改修 ④ 厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を実装するための改修 ⑤ 「LIFE 標準仕様」に対応するための改修
Q14	「居宅療養管理指導」も「ケアプランデータ連携システム」の導入が補助要件となるのか。
A14	居宅療養管理指導については、ケアマネジャーによる給付管理サービスの対象外であり、サービス利用票を送付することがないため、「ケアプランデータ連携システム」を

	日常的に利用するケースが想定されません。そのため、居宅療養管理指導の事業所については、ケアプランデータの連携を行う計画となっている場合に限り、「ケアプランデータ連携システム」を使用することを補助要件とします。
Q15	福祉用具貸与事業所が、貸与するための福祉用具を購入する場合も補助対象としてよい
A15	か。 「介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると実施主体が判断した機器等」には該当しないため、補助対象としては認められません。
Q16	全ての経費で見積書が必要ですか。
A16	付帯経費を含めてすべての経費で見積書の提出が必要です。
Q17	1 法人で複数事業所を経営している場合、法人でまとめて申請できますか。
A17	法人でまとめて申請することはできません。事業所ごとに分けて申請してください。
Q18	1 事業所において介護テクノロジー機器と介護ソフト（介護テクノロジーと介護ソフトは相互に連動するものではない）の両方で申請することはできますか。
A18	介護テクノロジー機器と介護ソフトの両方で申請はできません。ただし、介護テクノロジー機器と介護ソフトを連動することで効果が高まる場合は、パッケージ型に該当する場合があります。